

令和 6 年 6 月 1 4 日

総務部危機管理課

令和 6 年度の熱中症対策について

1 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について

気候変動適応法の改正により、区市町村長は、冷房施設を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という）として指定することができることとなった。

本年度は、文化センター、スポーツセンター、図書館等の 4 3 区施設をクーリングシェルターとして指定した。これらの施設には、のぼり、ポスターを設置する。

また、都からクーリングシェルターとして指定可能な都施設の情報提供があった 1 4 施設についても、都と協定を締結したうえで、クーリングシェルターに指定する。

なお、本区のクーリングシェルター指定施設は、熱中症特別警戒情報が発令されていない場合でも、夏季期間は TOKYO クールシェアスポットとして、暑さをしのぐために利用することが可能である。

2 その他の主な熱中症対策について

各部署において、以下の熱中症対策を実施する。

	部署名		概要
1	総務部	危機管理課	暑さ指数が危険（31 以上）と予測された場合、安全安心メールや庁内 LAN の掲示板で注意を呼びかける。
2	福祉部	長寿応援課	高齢の方を対象に猛暑時の一時的な休憩所を区内 12 か所にある高齢者福祉施設（福祉会館、ふれあいセンター、グランチャ東雲）に設置する。
3	福祉部	地域ケア推進課	長寿サポートセンター職員が、単身高齢者などの自宅を訪問し、熱中症予防の注意喚起を行う。
4	生活支援部	保護第一課 保護第二課	高齢者、障害者など熱中症の危険度が高い生活保護者に、安否確認と熱中症予防の呼びかけを行う。
5	健康部	保健予防課	区ホームページで熱中症の予防方法や対処方法を周知する。

6	こども未来部	保育政策課 (保育園)	暑さ指数を測定し、屋外活動実施の可否や活動内容の見直しを検討する。また、シェード等で直射日光を避ける対策をするとともに、ミストを活用して体感温度を下げる取り組みを行う。
7	環境清掃部	温暖化対策課	東京都の打ち水イベントに協力し、打ち水実施の呼びかけを行う。
8	教育委員会事務局	指導室 教育支援課 (学校園)	・暑さ指数を測定し、活動実施の可否の判断を行う。 ・状況に応じ、水分補給や休息の頻度を高める、活動時間を短縮するなどの対策を講じる。 ・熱中症警戒アラートが発令された場合、一斉メールシステムを用いて、各学校園に注意喚起を行う。

3 広報

(1) 区報

4 月 21 日号に、熱中症特別警戒アラートの運用開始について掲載したほか、6 月 21 日号の 1 面に、熱中症対策全般についての記事を掲載する予定である。

(2) ホームページ

夏の期間、暑さ指数等について、区ホームページのトップページに掲載する等、区民への効果的な PR を検討・推進する。